

# 17年度の介護保険料は 合併前の市町の保険料額です

問 長寿支援課（内線402）

大館市の介護保険制度は、市が運営しています。40歳以上の皆さん（被保険者）に納めていただく保険料と公費が財源で、おおむね65歳以上のかたが、介護が必要になったときに、介護サービスを利用することが出来ます。

## 加入者

○第1号被保険者（65歳以上のかた）

保険料は、市が徴収します。

介護サービスを利用出来るのは、介護が必要と認定された場合です（どんな病気やけがが原因で介護が必要になったかは、問われません）。

○第2号被保険者（40歳から64歳までのかた）

保険料は、被保険者が加入している

医療保険の算定方法により決まります。医療保険と一括して納めます。介護サービスを利用出来るのは、認知症など老化が原因とされる病気により、介護が必要と認定された場合です。



## 保険料の納め方

○特別徴収

老齢・退職年金が月額15,000円（年額18万円）以上のかたは、年金から天引きされます。

○普通徴収

直接、納付書で個別に市に納めていただきます。

## 保険料の決め方

第1号被保険者の保険料は、市が介護保険を運営するために掛かる費用（利用者負担分を除く）に応じて、基準額を決めます。

$$\text{介護保険料基準額（年額）} = \frac{\text{大館市の介護保険制度の運営に掛かる費用のうち、第1号被保険者負担分}}{\text{第1号被保険者数}}$$

## 17年度の保険料は旧市町単位で

介護保険制度の運営の基本となる考え方を定めたものを「介護保険事業計画」と言い、サービス対象者の増加などに対応するため、3年ごとに見直しが行われます。平成15年度から17年度までの3年間は「第2期介護保険事業計画」に基づいて保険料が算定されます。そのため17年度は、合併前の旧市町単位の保険料が適用されます（18年度

から始まる「第3期介護保険事業計画」では、保険料は統一されます。また、保険料は、4月1日現在の所得金額や住民税の課税状況などで算定され、所得段階が決まります。そして、4月1日現在の住所に基づき、基準額が区分されます。なお、合併前の旧市町単位内の住所地特例者は、これまでの旧市町保険料率が適用されます。

## 65歳以上のかた（第1号被保険者）の保険料

段階		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
		生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税	世帯全員が住民税非課税	本人が住民税非課税	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上
平成15～17年度保険料率	大館市	17,774円	28,883円	44,436円	60,432円	73,763円
		基準額 × 0.4	基準額 × 0.65	基準額	基準額 × 1.36	基準額 × 1.66
	旧比内町	20,700円	31,050円	41,400円	51,750円	62,100円
		基準額 × 0.5	基準額 × 0.75	基準額	基準額 × 1.25	基準額 × 1.5
	旧田代町	19,800円	29,700円	39,600円	49,500円	59,400円
		基準額 × 0.5	基準額 × 0.75	基準額	基準額 × 1.25	基準額 × 1.5

### 住所地特例

65歳以上の第1号被保険者が、特別養護老人ホームなどの施設に入所して住所を変更した場合、入所前に住んでいた市区町村が保険料を徴収します。これは、施設が集中している市区町村の保険料が高額になるのを抑えるためです。